

## 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）

子どもは、一人ひとり、かけがえのない大切な存在です。

すべての子どもは生まれながらに子どもの権利を有し、平等であり、心身の状況や子どもを取り巻く環境に関わらず幸せに暮らすことができるように、子どもの権利が守られなければなりません。

子どもは、一人の人間として尊重され、夢や希望を持ちながら成長するために守られるべき存在です。大人は子どもの声や思いを聴き、真摯に受け止め、子どもとともに考えることが重要であり、大人には、子どもが安心して暮らせる環境をつくる責任があります。

子どもは、大切にされ、権利が守られ、周囲の人々と関わり、多様な経験を通じて成長しながら、自分の意見を持ち、表現し、自分のことは自分で決めることができるということを大人も子どもも共に理解することが重要です。

三鷹市では、これまで市民と共に協働のまちづくりを進めてきました。長い間培ってきた地域の力を活かし、地域の大人が子どもをあたたく見守り、子ども一人ひとりの権利が守られ、子どもが地域社会の一員として参加できる地域づくりを推進していきます。

三鷹市は、本条例を定めることにより、子どもの最善の利益を考え、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を擁護するとともに、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現し、身近な地域社会として子どもの権利を守っていきます。

子どもへのメッセージ

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき子どもの最善の利益を考え、子どもの権利の内容を明確にするとともに、権利を擁護するしくみをつくることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 概ね18歳までの者をいう。18歳以上であっても、継続的に支援が必要な者又は心身の発達の過程にある者を含む。
- (2) 保護者 子どもを養育する親（里親等を含む）及び親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 子どもにかかわる施設 市内にある児童福祉施設及び学校のほか、子どもが遊び、学び又は利用する施設をいう。
- (5) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む個人又は団体をいう。

## 第2章 子どもの権利

### (安心して生きる権利)

今後、さらに検討していきます

第3条 子どもは一人の人間として尊重され、安全に、安心して生きるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 命が守られること。
- (2) 差別を受けないこと。
- (3) 暴力により、心身を傷つけられないこと。
- (4) 安全で安心できる環境のもと、健やかに生活できること。

### (個性が尊重され、自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 個性が認められ、個人の人格が尊重されること。
- (2) 自分の思いや考えが大切にされ、不当な扱いをされないこと。
- (3) プライバシーが守られること。

### (豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、成長に合わせて心身ともに豊かに育つために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 遊び、学ぶこと。
- (2) 休息をとること。
- (3) 安心できる居場所で、自由な時間を過ごすこと。

- (4) 文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) その他、成長や発達に応じた体験を行うこと。

(意見や思いを伝える権利)

第6条 子どもは、自分の意見や思いを伝えるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 自分の意見や思いを表現する機会が確保されること。
- (2) 自分の意見や思いを自由に表すこと。
- (3) 自分の意見や思いを表すことにより、不利益を受けないこと。

(支援を求める権利)

第7条 子どもは、適切な支援を求めるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 困っている時やつらい気持ちになった時に、相談すること。
- (2) 成長や発達の過程で、助言や援助を求めること。

(社会に参加する権利)

第8条 子どもは、社会を構成する一員として育つために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 成長に応じて、自ら考え、意思決定を行うこと。
- (2) 前号について実行するために、必要な情報を得ること。

### 第3章 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

(市の役割)

第9条 市は、子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりを実現するため、子どもに関する施策を子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施する。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、子どもの意見や思い、人格を尊重し、子どもが安心して心身ともに健やかに育つことができる環境を確保する。

(市民の役割)

第11条 市民は、子どもが権利の主体であり、社会の大切な一員であることを理解し、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりの実現に向けて、市が行う子どもに関する施策に協力する。

(子どもにかかわる施設の役割)

第12条 子どもにかかわる施設は、子どもの権利を保障しながら、子どもの遊び、学び、育ちを支援する。

- 2 子どもにかかわる施設は、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利が守られるための取組を推進する。

(事業者等の役割)

第13条 事業者等は、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利が守られるための取組を推進する。

#### 第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり

今後、さらに検討していきます

(子どもの権利の普及・啓発)

第14条 市は、市民や子どもにかかわる施設の関係者、事業者等が子どもの権利について学び、理解を深めるため、普及・啓発を行う。

2 市は、毎年11月を三鷹子ども月間として定め、子どもの権利について普及・啓発のための取組を行う。

(子どもの成長や状況に応じた取組)

第15条 市は、すべての子どもの生命や身体が守られ、成長や発達に応じた適切な養育のもとで健やかな生活を送ることができるよう取組を行う。

(教育を受ける機会の確保)

第16条 市は、すべての子どもに教育を受ける機会が等しく与えられるよう取組を行う。

(個人の尊重及び差別の禁止)

第17条 市は、子ども一人ひとりが権利の主体であり、尊重されるべき個人として認められ、差別的な取扱いを受けることなく、その基本的人権が保障されるための取組を行う。

(安心できる居場所づくり)

第18条 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設の関係者、事業者等は、家庭や子どもにかかわる施設、その他の活動の場が、子どもが安心して過ごすことができる居場所となるよう協力して環境の整備に努め、情報を広く発信する。

(子どもの意見や思いの表明の機会の確保)

第19条 市、市民、子どもにかかわる施設の関係者は、子どもが自分の意見や思いを自由に表明できる仕組みをつくり、子どもの意見や思いの表明が促進されるよう努める。

2 市、市民、子どもにかかわる施設の関係者は、子どもに関係する事項を決定する時は、子どもの意見や思いを聴く機会を設け、その意見や思いを尊重し、可能な限り反映させるよう努める。

(子どもの社会参加及び参画の推進)

第20条 市は、子どもが社会の大切な一員として、主体的にまちづくりや地域コミュニティの活動に参加及び参画できる仕組みづくりを行う。

2 市民、子どもにかかわる施設は、子どもの主体的な社会参加及び参画に協力するよう努める。

3 市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもが主体的に社会参加及び参画するに当たり、必要な情報が得られるよう、子どもに向けたわかりやすい情報発信や説明に努める。

(子どもの話を聴く仕組みづくり)

第21条 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等は、子どもが過ごす場所において子どもが話しやすい仕組みをつくり、子どもの話に耳を傾け、受け止めるよう努める。

2 市は、子どもの困りごとや不安、悩み等について話を聴く場所として、子どもを対象とした相談窓口を設置し、内容に応じて必要な支援へとつながるよう、関係機関等と連携して相談体制の整備を行う。

3 子どもから個人情報やプライバシーに関わる秘密に関する話を聴いた者は、その内容を漏らしてはならない。

## 第5章 子どもの権利擁護

### (三鷹市子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 市長は、子どもの権利が侵害された場合に救済を行うため、市長の附属機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員（以下、擁護委員）を設置する。

2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 擁護委員の任期は、3年とし、再任することができるものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、擁護委員が心身の故障により職務を行うことができないと判断したとき及び擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、解嘱することができる。

5 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し、協力するものとする。

### (擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利侵害について、必要な調査を行うこと。

(3) 子どもの権利侵害から救済するために、関係者間の調整や要請を行うこと。

(4) 子どもの権利侵害を防ぐために、市に意見を述べること。

(5) 子どもの権利擁護について、必要な調査を行い、理解を広め、連携を推進すること。

### (擁護委員の責務)

第24条 擁護委員は、子どもの権利を擁護するため、公正かつ中立に職務を行わなければならない。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはならない。

3 擁護委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (活動報告及び公表)

第25条 擁護委員は、年度毎にその活動内容を市長に報告する。この場合、市長は、報告内容を公開するものとする。

## 第6章 条例の推進

### (推進計画)

第26条 市長は、子どもの権利を守る施策を総合的に推進するため、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく子ども施策についての計画を推進計画として位置付け、評価及び検証を行う。

### (推進体制)

第27条 市の部局及び関係団体等は、横断的に連携して子どもに関する施策を実施する。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体及び児童相談所や警察等の関係機関と連携して子どもに関する施策を実施する。

## 第7章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和●年●月●日から施行する。